

## 公益社団法人全日本病院協会における研究活動に係る不正防止計画

### 1. 計画策定の趣旨

研究活動の適正な執行を図るために、公益社団法人全日本病院協会（以下「全日病」という）における研究活動及び公的研究費等の管理・監査の実施規程第11条に基づき、不正防止のための管理運営体制の整備や適正な執行のための相談窓口の設置、監査体制の強化などを内容とする不正防止計画を策定するとともに、その計画に基づき不正防止のための各種対策を適切に講じていくものとする。

### 2. 不正防止のための管理運営体制の整備

#### (1) 責任体制

- ①最高管理責任者を会長とし、全日病全体を統括し、適正な研究活動および公的研究費等の運営・管理について、最終責任を負うものとする。
- ②統括管理責任者を会長が指名する副会長とし、適正な研究活動および公的研究費等の運営・管理について全日病全体を統括する実質的な責任と権限を負うものとする。
- ③研究倫理教育責任者を兼ねるコンプライアンス推進責任者は全日病役員とし、研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育や公的研究費等の不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、必要な指導を行うものとする。

#### (2) 不正告発等の窓口の設置

全日病における研究不正や公的研究費等の不正使用に関する通報、告発等（以下、「告発等」という。）に対応するため、事務部に告発窓口を置くとともに、全日病のホームページ等を通じて全日病内外に周知するものとする。

#### (3) モニタリング及び監査体制の整備

全日病における研究不正や公的研究費等の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。

#### (4) 事務処理や執行に関するルール等の整備

- ①研究活動に関しては、企画業務課を執行等の相談窓口とする。
- ②公的研究費等の経理執行に関しては、全日病の会計規則に準じて取り扱うものとし、総務課を執行等の相談窓口とする。

### 3. 不正防止のための具体的対策

#### (1) 関係者の意識向上

- ①職員等に自らのどのような行為が不正にあたるのかをしっかりと意識させるた

め研究倫理研修やコンプライアンス研修（全日病の不正対策に関する方針及びルール等）を定期的実施し、実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

②コンプライアンスの理解、意識の浸透のため職員等に誓約書（様式2）の提出を求める。

③職員と業者との癒着を防止するため、取引実績や機関におけるリスク要因・実効性を考慮した上で取引業者に対し誓約書（様式3）の提出を求める。

（2）物品確認の明確化

物品の発注は、事務処理規則に則り会長または事務局長の決裁を受けたうえで行う。検収については発注者とその上司の二重体制で実施する。

（3）旅費の事実確認

- ・出張後は復命書を提出させ、用務先で行った研究や業務等の内容を証拠書類として確認する。
- ・研究打ち合わせ等の用務である場合は、会議出席依頼状などの書類をもって確認する。もしくは書類がない場合には、復命書に打ち合わせにあたった相手方の所属・氏名を記述させ確認する。

（4）謝金・賃金の事実確認

必ず従事者本人が、出退勤時にタイムカードで打刻をすることとし、業務内容については従事者本人から直接、事実を確認する。勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

（5）内部監査体制の強化

不正防止推進室は公的研究費の内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施する。内部監査の結果については、監査責任者は、監査終了後遅滞なく、監査報告書を最高管理責任者に提出する。

（6）公的資金の使用に係る遵守事項の周知徹底

最高管理責任者は、公的研究費等の執行に係る事務処理方法等について、職員への周知を図るものとする。

（7）不正に係る情報の適切な伝達

不正に係る情報が相談窓口にあった場合は、受付担当者は直ちにその情報を統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は受理又は不受理を決定し、最高管理責任者に報告する。統括管理責任者は、報告を受けた場合であって、必要であると認めるときは不正防止推進室に対して、調査を付託する。

（8）不正な取引に関与した業者への処分方針

公的研究費等の不正使用に関与したことが確認された取引業者に対しては、取引を停止する措置を講ずるものとする。取引停止とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。

4. 研究費の不正防止計画の公表

全日病ホームページにこの不正防止計画を掲載するものとする。

附 則 この内規は令和5年1月13日から適用する。